平成２２年（フ）第１３１３号
東京都八王子市下恩方町2066番地36
債務者　白井　由美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７２号
栃木県大田原市紫塚２丁目2609番地79
債務者　大鹿　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第５５８号
静岡県浜松市中区和合町159番地の43　朝日プラザ和合502号
債務者　笹森　美華
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１６１０７号
東京都港区海岸１丁目１－１－4112
債務者　小川ゆり子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２１２号
東京都足立区青井１丁目２－19－301
債務者　山中　崇史
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２１３号
埼玉県草加市八幡町1111－304
債務者　吉川　　学
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２３０号
埼玉県さいたま市緑区道祖土２丁目３－17－406
債務者　末永　留美
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第３３６号
千葉県野田市二ツ塚254番地９
破産者　株式会社明勧
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３３９号
千葉県野田市木野崎1758番地の13
破産者　利根川明久
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３６２号
千葉県松戸市常盤平５丁目11番地の23　インシュランスビル３階
破産者　株式会社Ｇｒｅｅｎ　Ｄａｙｓ
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３６３号
千葉県松戸市千駄堀1524番地の８　ブルージュ203号、開始決定時の住所千葉県四街道市四街道２丁目26番38－710号
破産者　草[illegible]　昭策
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３８６号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町45、住民票上の住所埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷142番地71
破産者　加藤　上房
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４１６号
千葉県松戸市松飛台50番地　防衛省元山宿舎３棟205号
破産者　山ノ内道子
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４４９号
千葉県野田市尾崎1325番地の１
破産者　川島　　登
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１７１４４号
東京都三鷹市井口３丁目18－64
破産者　白坂　　茂
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１４５号
東京都三鷹市井口３丁目18－64
破産者　白坂　穂末
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２６１号
東京都葛飾区宝町２丁目２－９
破産者　藤木　謙男
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９４号
東京都小平市天神町２丁目373－213
破産者　山本　昇平
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部